

別表

トップスポーツクラブ 補助対象経費・補助基準額一覧

強化練習や強化合宿（遠征を含む）等効果的に強化を図る事業における必要経費の内、以下の経費を補助対象とする。また、補助対象者は強化指定されているチームの監督・選手（県外招へいチームの監督・選手）とする。

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	選手及び指導者（県外招へいチームの選手及び指導者）の旅費 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合	鉄道、バス等の実費 30円／km
	宿泊費	指導者及び選手（県外招へいチームの選手及び指導者）の宿泊費	1人1泊9,800円（朝・夕食代を含む）を限度とする実費 〔夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代：1,500円、朝食代：700円を限度とする実費とし、総額9,800円を限度とする〕
需用費	消耗品費	1 用紙代、資料のコピー代等 2 ボール等の個人用でない用品及びテーピング・アイシング用具等の救急用品 3 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	1個（一式）あたり30,000円未満 実費
役務費	器具・用具運搬料等	1 用具等の運搬に係る搬送代 2 指導者及び選手のスポーツ保険掛金	実費
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場の使用料 器具・用具の借上料 宿泊施設の借上料 車両（タクシー、レンタカー（ガソリン代を含む））の借上料 有料道路の使用料 大会への参加料等	実費
その他		※30,000円を超える競技用具（購入前に要相談）	実費

注1）練習着、シューズ、サポーター等の個人で使用するものについては補助対象外とする。また、ユニフォームについても補助対象外とする。

注2）通信費（電話、郵便、振込料等）は補助対象外とする。

注3）消耗品等の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4）その他については、通常の活動に特に必要と認められるもの。（競技用具購入理由書の提出）

注5）実績報告の際に添付する領収書等は、別紙の「支出を証明書類について」とし、領収書のあて名はチーム代表者名とする。